

【用語】 御屋形様—ここでは一橋家をさす 御用機—官府などの用に供する織物、ここでは一橋家の御用 冥加—おたすけ、おかげ 情々—精々、勤め励むこと 定式—決まっている 偏ニ—ひたすら、もつぱら 山田郡桐原村—山田郡大間々町

【解説】 山田郡桐原村の藤生善十郎家は、文化元年（二八〇四）から元治元年（二八六四）まで本家の善藏家時代も含めて六〇年間にわたって一橋家の御用織物を請け負うとともに、安政六年（一八五九）の開港直後には横浜へ出店（藤屋）して生糸売込商を経営するなど、桐生織物業の発展を背景に成長してきた商人であった。当時、御用織物を扱う御用機屋には二つのタイプがあり、一つは御納戸方と直接契約を結んで製品を納入するもの、いま一つは御用商人を介して御用品を納めるもので、桐生新町の新居家や吉田家は後者に属し、藤生家は前者に属した。

藤生家が御用織物を扱うようになった文化元年、当主善藏から一橋家勘定所へ出された御用機請負に関する覚書によると、請負契約は三年季で一年に七四七両分の御用織物を納入することになり、「御定式御下ケ金」は上記金額を年三回に分けて藤生家に下げ渡すこととし、一回目は前年の十一月に手付金九四両余、つぎに四月に二九四両余、七月に三五八両を下付された。この文書は嘉永六年（一八五三）四月、善十郎から一橋勘定所へ差し出した金三〇〇両の下付願いである。四月は新糸の出始める時期であり、かなりまとまった金額が下げ渡されたのである。納入される織物は縮緬・龍門・紗綾などの後染絹織物であつた。